

軽の大臣小攷-『宝物集』を中心とした燈台鬼説話の 考察-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学日本文学研究会 公開日: 2013-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 哲郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14929

軽の大臣小攷

——『宝物集』を中心とした燈台鬼説話の考察——

山下哲郎

序

平康頼作と伝えられる『宝物集』は、説話の宝庫と称されている。『今昔物語集』や『古今著聞集』などのように、整然とした部立の中に多くの説話を集めるといふ、類聚的性格によるからではなく、本書の独自の性格のためである。

『宝物集』には記事の少ない一巻本から、膨大な説話を収載するいわゆる第二種七巻本まで多彩な諸本が現存しているが、序論・宝論・六道論・十二門論からなる基本的な構成は全てに共通している。それらの論は、嵯峨清涼寺釈迦堂に参詣した人々による、夜を徹しての座談という趣向のもとに展開されていくのである。宝をめぐる論議の最後に、「声少しなまりたる者の、法師なめりと覚ゆる^{注2}」者が、仏法こそ生々世々の宝であると主張する。若い女房がその謂を問うと、かの僧と思われる者は、諸行無常・六道・人間八苦の事を説き、さらに六道を離れて成仏する道を問う女房に、十二の門を示して、各門について詳しく述べていく。諸本共通のこうした形式において、説話や和歌は、それぞれの論の例証として使われて

いる。村上學氏は、これらの例証説話や和歌によって、本書における教説が具体的に支えられており、法談書として成功を収めている^{注3}と言われ、さらに、

法談書、しかも無個性的な「通俗仏教入門書」として整備がゆき屈き、述作意図が全篇をあまねく支配するほど、例話の「説話性」は、教義の例証の目的のために屈伏させられることになるのである。

と述べておられる^{注4}。確かに『宝物集』は説話集というよりは、啓蒙色の強い「通俗仏教入門書」であると言った方がよいであろう。また、『和歌色葉』、『八雲御抄』等では『宝物集』を明らかに歌書として扱っている^{注6}。例証として、和歌が非常に多く集められているからである。う。(歌数は第二種七巻本では、四百二十八首にのぼる。)『宝物集』はこのように、単に説話集として扱うことができない多面的な性格を持つ書である。従って、所収の説話を考える際には、そうした性格を十分に捉え得る多角的な視点が必要であろう。

『宝物集』の説話は、それを構成する各論の例証として用いられているがゆえに、話の梗概が簡述され、時には項目を挙出するだけ

の場合もある。また、木下資一氏が指摘されたように、一話題毎に、天竺・震旦・本朝の各説話が数話ずつ並べられ、証歌を後に伴う配列を有している。説話数は膨大なものであるが、こうした制約を受けている以上、それぞれの話の文学性が大きく減少していることは否めない。文学としての『宝物集』を考えること、即ち『宝物集』の文学性を明らかにしようとする場合には、梗概化・項目化されている説話を、類話を他書に求めて膨らませてみた上で、『宝物集』が内包する、様々な制約から解放させる試みも必要ではないかと思われる。そうした説話の検討を行った上で、改めて『宝物集』の基本的な構成を踏まえ、『宝物集』における説話のあり方を考え直してみれば、少し異なった視点から文学としての『宝物集』が見えてくるのではないかと考えている。本稿では、以上のような検討の一つとして、しばしば論じられている燈台鬼説話の考察を試みようと思う。燈台鬼説話は、諸本により異なる著しい『宝物集』において、ほぼ全体に見受けられ、作者編述の際から収録されていた話であると思われる。以下、他の資料との関連も含めて考えていきたい。

1

『宝物集』諸本における燈台鬼説話は、清涼寺釈迦堂參詣の人々による、来し方行く末を語り合う深夜の座談のうち、この世で何が宝物であろうかという宝論議の中に現れる。ある者が隠れ蓑こそ宝と主張すれば、別の者は打出の小槌と言う。さらに黄金・玉が一番の宝であるという意見が続いた後に、「側なる人」が「只、人の身は子に過たる宝は待らず。」と述べる。^{注8}その理由は年老いた親を哀れと思うのは子のみであり、人の子は親の為に宝と思われるからだ

と言う。燈台鬼説話は、「人の子、親の為に宝とみゆるためし」として、天竺の「般舍羅のかひご」と「安族国の商人」の話、震旦の「孟宗の親」「丁蘭が木母」等の話の後に、本朝の例証話に当たる形で語られる。記事の多い第二種七卷本の完本である、吉田本^{注9}（九冊本）より引用する。

軽の大臣と申ける人、遣唐使にて渡りて侍りけるを、如何成事か有けん、物いわぬ葉をのませて、身には絵を画、かしらには燈台と云物をうちて火をともして、燈台鬼と云名を付て有と云事を聞て、其子ひつゝの宰相と云人、萬里の波を分て、他州震旦国まで、尋行て見給ければ、鬼泪をながして、手の指くひ切て、血を出してかくぞ書給ひける。

我是日本花京客 汝即同姓一宅人

為父為子前世契 隔山隔国恋情辛

經年流淚蓬蒿宿 逐日馳思蘭菊親

形破他州成燈鬼 争掃旧里寄斯身

是を見給ひけん子の御心、いかばかり竟し給ひけん。さて、唐の御門にこひとりて、日本国へ具して帰り給ひしとぞ申ためる。子ならざらん人、他州震旦まで行人侍りなんや。

此事、日本紀以下諸家の日記にみえず。さ程の人、名をしるさず。無不審に非ず。遣唐使の唐にとゞまるに、きよかほの宰相、安倍仲麻呂也。但、大和国に軽寺と云所あり。彼大臣帰朝の後、建立といへり。能々定説を可尋也。⁽⁴⁾ (傍線筆者)

第二種七卷本は、全体的に記事量が多いが、引用した話のうち、二重傍線部は、通夜物語の語り手である「側なる人」が説話に付した主観的な表現であろう。また、傍線部は、原作者の手によるものか後の増補かは不明だが、燈台鬼説話そのものの考証的記事である。傍線部が考証的記事であることは、他の諸本と比較することに

よって明らかである。同じ第二種七卷本系で、弘安十年（一二八七年）写の光長寺本は、同様の箇所はほぼ同内容であるが、

但シ此ノ事、日本紀以下ノ日記二見ヘズ。……（中略）……ヨクタツヌベシ。但大和ノ國ニ迦留寺ト云フ寺アリ。彼大臣ノ魂靈ノ所也。不審ナキニアラズ。

としてゐる。また同じく第二種七卷本系の抜書本で、延徳三年（一四九一年）、日意書写の身延山久遠寺本にも同様な文脈で、「ヨク／＼定説可尋」とある。「可尋（タツヌベシ）」という言葉は、考証の記事における常套句であり、「軽の大臣」の人物考証が『宝物集』諸本で試みられていることがわかる。なお、鎌倉期書写と考えられている宮内庁書陵部蔵本（一巻本）や二巻本・三巻本には、考証の記事はなく、燈台鬼説話そのものの後に、「此ほかもろこしへわたりとどめられし人、あまたありけるとなん。」（三巻本）などと、曖昧な表現になっている。二重傍線部の語り手の主観的な表現については、多少の字句の差異はあるが、諸本で共通している。そして、燈台鬼説話自体については、「我是日本花京客」の詩が、完備しているもの（一巻本・第一種及び第二種七卷本等）と尾聯だけがあるもの（二巻本・三巻本等）に区分されるだけで、大きな異同はない。『宝物集』諸本における燈台鬼説話は、以上の様に考証の記事の部分に弱干の変化がみられる他に、外面的には大きな違いはなく、先に引用した話と考えてよいのではないかと思う。

ところで、日意写の身延山久遠寺本には、この説話の冒頭部「カルノ大臣と申ケル人」の左横に注して「高向玄理」と記されている。この久遠寺本は七巻本の抜書本と考えられており、上巻は身延

山第十二世貫主、日意上人の自筆本であり、その転写本である下巻と一組になっている混合本であるが、上巻には補修が加えられている。従って、この肩注も果して日意の手によるものかどうか定かではないが、とまれ久遠寺本においては、「軽の大臣」は高向玄理とされているのである。先に述べたように、久遠寺本は第二種七巻本系であり、燈台鬼説話の後には、諸本と同様の考証の記事が付足されている。この冒頭部の肩注は、久遠寺本書写の際に補足されたものか、日意が書写した原本に既にあつたものか、原本が存在しないので明確にはわからない。しかし、久遠寺本には、後の増補と思われる肩注が多くあるので、日意書写以降のものと考えざるべきではないかと思われる。『宝物集』諸本の中では、久遠寺本のこの肩注が、「軽の大臣」即ち燈台鬼考証の唯一の手掛りとなるので、これに従って、まず高向玄理について考えてみたいと思う。

2

周知のように、高向玄理は異名を漢人・黒麻呂といい、渡来人の子孫である。推古十六年（六〇八年）に遣隋使小野妹子に従って、大陸に渡った。舒明十三年（六四五年）冬十月に、百濟・新羅の朝貢使らと共に帰朝後、同年の大化の改新に際して、僧旻と共に国博士となり、改新制度の最高顧問として、律令官制整備の中枢として重用された。その後、白雉年間（六五一〜六五五年）に、当時日本と同盟国であつた百濟が、唐と新羅の連合体制による圧迫を受けたよううで、日本は外交政策によって唐へのはたらきかけを計つたらしく、白雉四年には、吉士長丹を大使として百二十一人が乗つた船と、大使高田根麻呂以下百二十人が乗り組んだ船の二隻が派遣された。こ

のうちの船は、往途、薩摩国竹嶋付近で遭難した。大使根麻呂も亡くなってしまったので、翌五年に国の重鎮たる玄理が押使として派遣されたのである。『日本書紀』は玄理の派遣を次のように伝える。^{注18}

二月に、大唐に遣す押使大錦上高向玄理、大使小錦下河邊臣麻呂、副使天山下藥師惠日、判官大乙上書直麻呂(中略)等、二船に分れ乘らむ。留連ふこと數月。新羅道を取りて、萊州に泊れり。遂に京に到りて、天子に觀え奉る。是に、東宮監門郭文舉、悉に日本國の地理及び國の初の神の名を問ふ。皆問に隨ひて答へつ。押使高向玄理、大唐に卒せぬ。

この後に付してある『伊吉連博徳書』^{注19}によれば、この派遣より帰朝した者は僅かに十二名であった。高向玄理は帰落することができずに、唐で亡くなったのである。

『日本書紀』による玄理の経歴からは、それ以上何も知ることができない。しかし、遣唐使船の航海には、種々の困難がつきまとい、造船の技術や航海術の未熟から、難波・漂流することも珍しくなかった。『宝物集』の考証記事部分にも名が見える、藤原清河・阿倍仲麻呂らを乗せて、天平勝宝五年(七五三年)に蘇州から阿児奈波島へ向けて出帆した帰国船は暴風により遭難し、南の安南へ漂着し、清河らは辛苦の末に唐へもどり、生涯唐朝に仕え、帰国することはなかった。このように異国に望郷の念を抱きながら、故国の土を踏むことのできなかつた者の数は、少なくはなかつたに違いない。大海を隔てて、そうした人々の消息が説話化されて、故国へ伝わったであろうことは想像に難くない。燈台鬼の説話も、数々の悲劇を生んだ遣唐使にまつわる話であり、その生成には、何らかの事実が関与していたであろうと思われる。

次に『宝物集』諸本の考証記事部に見える「輕の大匠」の輕寺建立について考えてみたい。『日本書紀』朱鳥元年(六八六年)八月条に、輕寺に封戸百戸を三十年に限り施入した記事が初見する。藤原道長なども、寛弘四年(一〇〇七年)八月五日に金峰詣の途中、輕寺に宿泊している(『御堂関白記』^{注20})。また、『今昔物語集』卷三十一、第三十五話には、元明天皇の陵地を求めに大和国へ向かった定恵和尚が、多武の峰の辺りの景勝に感じ入ったが、陵としては土地が狭いので、その地は選ばなかつたという話がある。代地は次のような場所に求めた。

然テ其ノ麓ニ戊亥ノ方ニ広キ所有リ。其ヲ取ツ、輕寺ノ南也。此レ、元明天皇ノ檜前ノ陵也。石ノ鬼形共ヲ廻^(欠字)池邊陵ノ墓椽ニ立テ、微妙シ。造レル石ナド外ニハ勝レタリ。(傍線筆者)

これらの記事から、輕寺は著名な寺であつたことがわかる。寺跡は現在の奈良県橿原市大輕町の法輪寺とされている。この輕寺は、「高向玄理の建立と伝えており、倭漢氏の一枝氏でこの地を本拠とした帰化人系の土豪輕忌寸と関係ある寺院」とされてお^{注22}り、久遠寺本『宝物集』の肩注によく照応する。輕寺の「輕」は大和国武市郡の古地名であり、奈良盆地を南北に走る古代の幹線道路「下つ道」が、盆地内部の丘陵地帯に達するところで、「上つ道」の延長上にある。「山田道」と交差するが、その付近に位置し、交通の要所として早くから集落が発達し、輕の市とよばれる市場が栄えた。『日本書紀』をはじめ、古書類に、輕池・輕街・輕社等と現われているのは皆この地である。また輕曲峽宮(懿德天皇)・輕境原宮(孝元天皇)・輕島豐明宮(応神天皇)の三宮が輕の地にあつたとする伝承

も『古事記』等に見られ、^{注23}繁榮の地であったことが知られる。輕寺はこうした地に建立され、前述したように百戸の食封を賜わつたりしており、大規模で、後代まで栄えた寺院であつただろうと思われ。道長が此所に宿したこともそれを証するものであろう。

大和地方の地誌類の中にも輕寺の記事がみられるが、延宝九年（一六八一年）刊の、大和郡山の林宗甫が著した『大和名所記』^{注24}（『和州旧跡幽考』）巻十六、高市郡、「法輪寺」の項は、寺の縁起詞の大概を次のように伝えている。

法輪寺又は輕寺共。卅四代推古女帝の御宇に、遣唐使賀留大臣玄理もろこしにいたりし時、即天皇の尊敬の薬師如来ぞいまそかりける。其靈瑞異験をほのき、侍りしより、宮女をたより所にし、終に尊像をぬすみえて、來期して後に當時を造營し、かの像をすへ奉りしなり。卅五代舒明天皇の御宇に、かさねて遣唐使たりしかば、則天皇の命によりて遣唐使大臣からめられ、面皮をはぎ、額に灯台をいたゞかせなどして、ともし火をぞかゝけさせ給ひける程に、世の人灯台鬼とぞいひける。卅六代皇極天皇の御宇、かの大臣の息にありし宰相、玄光卿遣唐使たりし時、灯台鬼にま見え侍れども、父とはいかでしりなんことやうの事かなと、まもりつゝあたりけり。父は我子の玄光卿よと見つゝ、いとうれしくて一指をくひて詩句をかゝれしより、父にていまそかりつるとしりたりけり。よろこびに堪ずしてともなひつゝ、來朝したりと縁起に見えたり。（傍線筆者）

この法輪寺即ち輕寺の縁起によれば、「灯台鬼」は「賀留大臣玄理」であり、子の「玄光卿」が父と同様に遣唐使として唐へ赴いた事になっている。話そのものの大筋は、『宝物集』における説話と同様だが、人名に弱干の変化がみられ、さらに「賀留大臣」が、則天武后尊敬の薬師如来を盗出して、帰朝後にそれを本尊として、輕寺を造營したという事が加えられている。また、玄理が「灯台鬼」

となつた理由が、薬師如来盗出の罪に対する処罰の結果として説明されているのである。『宝物集』説話において「如何成事か有けん」と疑問を持たれていた事情が明らかにされている。その上、『宝物集』説話では「かしらには燈台と云物をうちて」となつていた部分^{注25}が、輕寺縁起では「額に灯台をいたゞかせなどして」と、やや現実味を帯びた描写となつている。

玄理の子、「玄光卿」については、今のところ他の資料に見当たらず、不詳である。縁起に「卅六代皇極天皇の御宇」に遣唐使として唐へ渡つた由が記されているが、皇極天皇の代には派遣は行われていない。^{注25}しかも、もし皇極帝の代に、「玄光卿」が遣唐使として渡唐したとしても、玄理が二度目に唐へ渡つたのが、それより後の白雉五年（六四五年）のことであるから、この縁起の記事は信用できかねると見なさねばならないだろう。『大和名所記』でも、縁起の年代の考証を試みているが、「年曆いとおぼつかなし。」と記している。また、『大和志料』^{注26}、「輕寺」の項にも、

創立ノ由緒詳ナラズ。縁起ニハ輕大臣ノ創立ニ係ルモ、事頗ル詭怪ニ涉ルヲ以テ今之ヲ取ラズ。

と、「輕大臣」建立を否定する叙述がある。他には寛政三年（一七九一年）刊の『大和名所図会』^{注27}に、同文の縁起をみる事ができるが、地誌類に引かれた縁起から「輕の大臣」を玄理と認定することはできない。しかしながら、玄理が「輕の大臣」「燈台鬼」として、燈台鬼説話に結びつけられていることは間違ひなく、しかも、その話は、輕寺の建立縁起譚に取り込まれていたものである。縁起記事の真偽を問うよりも、大切な点はそのことにありと思われる。

ところで、先に引いた『今昔物語集』卷三十一、第三十五話の説話で、「石ノ鬼ノ形ドモ」が立っていた場所は「軽寺ノ南」であった。^{注28}この石鬼像についての記事は、『大和志料』、陵墓、「檜隈坂合陵」の項にみられる。

南の二段に、高さ四五尺許に、石もて作れる奇しき人の像四ツあり、(中略)二ツは頭まろくして法師の如く、面は猿に似たれば、里人猿石といひ、また「堀出しの山王」ともよふ、背面にも、側面にも、異様な顔貌ありて、鬼の如く、獸の如きまじりたり、その間に、石燈籠の蓋のごときもの、二ツ仰さまに倒れてあり、此石は、元禄十五年十月五日、此陵の邊の池田とよふ田地より、堀出たりしを、此所に居たるなりとぞ、今昔物語に、軽寺の南なる檜隈陵のことをいふとて、石の鬼形ともを、回りの池のほとり陵の基様に立と書きたりしは、此猿石のことにぞあるべき。

(傍線筆者)

こうした記事と共に、『大和志料』には、「猿石」の図も併載されているが、出土前の状態がどのようなものであったかは不明である。ただ、この石鬼像と石燈籠とは何らかの関係があるようである。これに比べると、興福寺にある燈籠を捧げ持った一對の鬼形、「龍燈鬼」・「天燈鬼」の像などは、まさに「燈籠を持った鬼」の彫像である。特に龍燈鬼像は、緑青に彩色されており、頭上の燈籠を上目づかいに睨んでいる。像内には、建保三年(一一二五年)仏師法橋唐弁が造ったことを記す書付けが入っていた由である。^{注30}「猿石」の像をも含めて、「燈籠を持った鬼」の像は、やはり、軽寺を中心とした地域に、多く作られていたのではなからうか。そして、こうした彫像のモチーフの源泉として、軽寺を中心に伝承されていた、燈台鬼説話があったのではないかと思われる。興福寺の龍燈鬼像は、

あまりに、諸説話や縁起にみられる燈台鬼の姿に近いのである。

3

燈台鬼説話は、他の文献にも多くみられる。先に引用した『宝物集』や地誌類などの他に、『和歌色葉』、『平家物語』(長門本・延慶本)、『源平盛衰記』、『五常内義抄』、『神社啓蒙』、『俗説弁』、『下学集』等にある。

『平家物語』では、燈台鬼説話は右に挙げたように広本系の諸本にみられるが、延慶本と長門本で、説話の捜入箇所が異なる。延慶本では、丹波少将成経が、敦盛によって、清盛の元へ連行させられるという話である。「丹波少将福原へ被召下事」の次に、「迦留大臣之事」と題して独立した一話としてあり、直後の「式部大夫章綱事」と共に、『平家物語』の本筋からは外れた二挿話の内の一話である。また、長門本と『源平盛衰記』では、鬼界が島に一人取り残された俊寛と、有王の再会の場面に挿入されている。説話自体には大きな異同はないが、長門本の話は、^{注31}「迦留大臣」が燈台鬼となった理由が少々違っている。^{注32}その部分を引用する。

迦留大臣といひし人、遣唐使に渡りて、おんやう道をならひ、えんていをつくし奥儀を極めて、帰朝せんとせし時、おんやうの淵源、日城へわたさん事をしみて、かるの大臣の帰朝を留め、つらのかはをばぎ、ひたひにとうかいをうち、とうだいきと作りなせり。

陰陽道の奥儀を極め、日本へそれを伝えようとした「迦留大臣」の帰朝を唐側は阻止し、燈台鬼と「作りな」したのであるという。『平家物語』や『源平盛衰記』の燈台鬼説話は、いずれも鬼界が

島へ一人残された流人、俊寛にまつわる説話の例話として使われているようである。広本系以外の諸本では、燈台鬼説話の代わりに、実方中将の「阿古屋の松」の話が鬼界の島の話の関連説話として挿入されている。『源平盛衰記』には双方の説話がある。水原一氏は、こうした『平家物語』諸本の燈台鬼説話の役割に関して、「その位置は有王の島下りに関連させて、すなわち異境の流人を尋ね当てる」という意味づけで扱っているのである。」と述べておられ、さらに鬼界が島で「鬼」となった俊寛の事例としてこの燈台鬼説話が示されているとされた。^{注34}『平家物語』における燈台鬼説話は、水原氏の言われるように、俊寛を中心とした一連の鬼界が島説話の関連挿入説話としての意味を持つと言えるであろう。高向玄理ら遣唐使にまつわる説話としての色合いは希薄である。

ところで、『平家物語』語り本系の覚一本には興味深い叙述がある。寿永二年（一一八三年）七月に平氏追討のため入京した木曾義仲は、清盛に劣らぬ悪行を働いたが、同年十一月十三日、公卿殿上人四十九人の官職を止めるといふ暴挙に出た。その後、義仲は前摂政藤原基通に代わり、当時十二歳の藤原師家を内大臣・摂政に抜擢したのである。

松殿の御師師家との、其時はいまだ中納言中将にてましくけるを、木曾がはからひに、大臣攝政になし奉る。おりふし大臣あかざりければ、徳大寺左大将実定公の、其比内大臣でおはしけるをかりたてて、内大臣になし奉る。いつしか人の口なれば、新攝政殿をばかるの大臣とぞ甲しける。^{注35}

（傍線筆者）

この「かるの大臣」は燈台鬼の話とは関係がないようである。

「かる」は「借る」と「軽」（重みがない）の意を含ませたものと解されているが、その名の通り、師家は僅か六十日間の摂政でしかなかった。^{注37}それにしても、なぜ覚一本にこうした名称が出ているのであろうか。『平家物語』の諸本を精査することによって手掛かりが得られるかも知れないが、今は触れないで置く。何らかの関係があるのではないかと思われる。

他の燈台鬼説話のみられる文献の内、『神社啓蒙』・『俗説弁』・『下学集』は『宝物集』の記事に依ったと考えられている。例えば『下学集』では「軽大臣」の項の説明として述べられている。^{注39}

為遣唐使一時支那人飲三之不言業一身作二彩畫頭戴二燈臺二而燃火即名之為三燈臺鬼（後略）。

これは『宝物集』の記事を引いたものであろう。もちろん口承で燈台鬼の話が語られていた可能性もあるが、書承された説話を比較する限りではそのように断定せざるを得ない。これらの他に、『和歌色葉』と『五常内義抄』に燈台鬼説話があるが、それぞれ、他の資料の話とは異なった内容を持っている。次にこの二書における燈台鬼説話を考察してみたい。

『和歌色葉』所収の話は、

かはづなくみでの山吹咲きにけり
あはましものを花のさかりに

^{注40} という歌の会釈の項にみられる。「あでの山吹」について、橘諸

兄が井手寺を建立し、金堂の廻廊のめぐりに款冬を植えておいて、池に映る景色を心待ちにしていると、寺供養の日に讒言を受けてみまかったので、山吹の花を見ることができなかつたことを詠んだという「或書」に対して、「或人」が反論するのである。^{注41}

輕大臣玉井の光明寺をつくりて款冬をうゑたりけるに、その堂を丙寅の日供養したりける故に、唐土にわたりたるが、燈台鬼につくられたりけるなど云ひ伝へたり。
(傍点筆者)

傍線部分は、これまでの燈台鬼説話と異なる部分である。「玉井」は『京師巡覽集』^{注42}に「玉水ノ里ノ入り口左ノ東ノ方ニ古キ井アリ。コレヲ玉ノ井ト云トゾ」とあるが、近くの井手の里には橘諸兄の別荘があつた。諸兄と井手の里との関係は密接なものであるう。

「いでの山吹」の説話は地誌類なども含めて多く散見されるので、この地に定着していた著名な話であると思われる。光明寺については、既当の寺院が見当たらないが、諸兄の別荘をそのように呼んだのかも知れない。ところが、「輕大臣」が光明寺を建立したという記事の出所は、島津久基氏が言われたように、まったく不明である。ただ、この場合も、「輕大臣」が唐へ渡つて燈台鬼となつた理由の説明となつており、寺供養を「丙寅の日」に行つたがゆえに、唐土での災難に逢つたという事になつてゐる。燈台鬼説話そのものは、ここでは梗概化しているが、それ自体は、『宝物集』所収の説話とあまり変わらないようである。

これに対して、『五常内義抄』所収の説話は、内容をまったく異なる。此書は文永二年（一二六五年）成立とされておき、儒仏一体観に立つて、仏家の立場から五常に五戒の項を充てて、具体的な

教訓を掲げた一種の教訓書であるが、三番目の礼の項の第九、「人大ナル恩ヲ蒙タラン人ヲ小ナルトガラモテ思ヒケガスベカラズ。」という作法の例証として以下の説話を引く。^{注44}

文集云。道州ノヒキ人ヲ燈台鬼トナサレテ。毎年國ノ年貢ニヲヤケヘマイルナラヒ也。然ル間生ナガラ親ニヨクレ子ニ別レテ悲ム事極ナシ。爰ニ揚成申人。彼國ノ守ト成テ後。此事ヲ悲テ大宅へ歎奉テ。官旨ヲ申下テ。燈台鬼ヲ留ラレ。又道州ノ民老タルモ若モ喜事無限。人トナレル事ヲエタリ。彼國ノ村民子孫未至ルマデ。若揚成カ恩ヲワスレヤセンゾラン。是ヲワスレザランガタメニ。人毎ニウメル子ニ皆揚ノ字ヲ片名ニ付テ。揚成ノ恩ヲワスレジトタシナミケリ。(後略)

『白氏文集』卷三、諷諭三、新樂府所収の「道州民」の項を見る

道州の民徭備多し。長者三尺余に過ぎず。市うて矮土と作して年ごとに進送す。號して道州の任土の貢と爲す。

と、「燈台鬼」は本来「矮土」であつたことが知られる。『白氏文集』には「燈台鬼」という表記はない。道州の人民は身長が小さく、奴隸（矮土）として道州の貢を運搬させられていたらしい。矮土を解放したのは揚成であり、人民はその恩に感謝して揚姓を名乗る様になつたという。小川賢真氏は、揚成は実在人物であり、『白氏文集』には実話が織り込まれたものであると言われ、

我國にも文集の中のこれら新樂府の部分がよくよまれたために、中世人に感銘深き異國情緒と、離別の哀歎と賢臣名君にあひ國富民安を理想とする諸要素の含まれたこの説話が、大恩忘るなどの例証説話としてそのまま入り入れられたものであると思う。

と述べておられる。^{註45}この説話が『五常内義抄』に採られた理由は、

氏の言われる通りであると思われる。ただ、『白氏文集』の「矮士」がなぜ「燈台鬼」として採り込まれたかが問題であろう。道州からの貢物を都へ運搬する過酷な「矮士」たちの労働の姿を鬼と見たのであるうか。それとも「生ナガラ親ニヲクレニ別レテ悲ム事極ナシ」といった状況が、『宝物集』等の燈台鬼像と連想的に重なったのであるうか。いずれにせよ、「矮士」を「燈台鬼」として捉えたことは、『五常内義抄』の作者の作為であろう。『五常内義抄』で、大恩を忘るべからずという作法の例証説話として引かれたこの話に持ち込まれた「燈台鬼」は、『宝物集』等におけるそれとは、外面的には異なるように見える。しかしながら、『五常内義抄』の作者が、「矮士」という日本になじまない語を翻案するに当たり、「矮士」の持つ非劇性をよく表わす言葉として「燈台鬼」を選んだのではないかと思われる。もし、そうであるとすれば、表面上の関連はないように見えても、『五常内義抄』のこの説話には、作者の言葉の改変という行為を通して、『宝物集』所収の燈台鬼説話との潜在的な関連があるということができないのではないだろうか。

4

以上、『宝物集』及びその他の文献に見える燈台鬼説話を眺めてみたが、次のような点が明らかになつたのではないかと思う。

○『宝物集』諸本における燈台鬼説話は同一の話であり、子を宝とする論の例証説話として使われていること。また、説話に考証の記事が見られ、久遠寺本には「輕の大臣」を高向玄理とする肩注があること。

○高向玄理が「輕の大臣」であつて、唐土へ遣唐使となつて赴き、燈台鬼に作られたという話が、大和の輕を中心に、輕寺縁起譚として語られ、かの地に流布していたであろうこと。

○燈台鬼説話そのものの基本的なプロットに変化はないが、その考証記事部分、及び燈台鬼となる理由付けは、諸文献により、非常に流動的なものであること。

本稿では、「我是日本花京客」の詩や、「彌の宰相」についての考証等には言及することができなかったが、これらについては、機会をみて考えていきたいと思う。また、燈台鬼説話だけではなく、『宝物集』における他の説話についても、同様の検討を行つて、説話の宝庫たる『宝物集』の持つ文学性を少しづつ照射していく所存である。

なお、燈台鬼説話は、中世後期になると、連歌や古浄瑠璃、説経節などにも題材として使われるようになる。これらの作品には触れることもできなかったが、燈台鬼説話の広がり把握するためにも、こうした作品等をも考慮に入れて、改めて考えてみたいと思う。

注

- 注1 『宝物集』の諸本は大別して、一巻本・二巻本・三巻本・第一種七巻本・第二種七巻本に分類される。諸本の性格については、小泉弘氏『古鈔本宝物集研究篇』〈貴重古典籍叢刊8〉、(昭和四十八年三月、角川書店)所収、『寶物集』の諸本等に詳しい。
- 注2 古典文庫、『寶物集』(九冊本) (小泉弘氏編)より引用。以下注記のない場合は同書から引用する。
- 注3 『日本短篇物語集事典』(昭和五十一年、東京美術)三〇六頁。
- 注4 注3に同じ。
- 注5 橋純孝氏は「国文仏教説話集文学の中に於ける宝物集」(『国語と国

文学』昭和十六年十月)の中で本書の性格を「説話集と云はんよりは寧ろ独自の構想と趣味とより成る佛教入門物語とも稱すべきもの」とされている。

注6 『和歌色葉』では「撰抄時代者、付私集口傳物語」の項に「康頼が寶物集」とあり、また『八雲御抄』では「家々集、家々歌合会自禁中、雜々所々歌」の項に「寶物集康頼」とある。

注7 『研究資料日本古典文学3』『説話文学』(昭和五十九年、明治書院)一四〇頁。

注8 注2に同じ。

注9 注8に同じ。

注10 古典文庫、『寶物集』(中世古写本三種)、『小泉弘氏編』より引用。

注11 瓜生等勝氏編、『身延山本寶物集と研究』(未刊国文資料第四期第一冊)(昭和四十八年)より引用。

注12 続群書類従、第三十二輯下所収のものを検索に使用。

注13 築瀬一雄氏『校合二卷本寶物集』、『碧沖洞叢書第三輯』(昭和三十六年)所収のものを使用。

注14 古典文庫、『寶物集』(三卷本)、(吉田幸一氏校注)のものを使用。

注15 注14に同じ。

注16 注11、小泉氏『古鈔本寶物集研究篇』所収、「古鈔本寶物集書誌」八十七頁。

注17 「高向玄理」は通常「たかむこのくろまる」と読まれることが多い。『日本書紀』下(日本古典文学大系本)では、「高向漢人玄理」に「たかむくのあやひとくろまんり」とルビを振っている。「タカワノハルマサ」の読みが何処に依ったものかは不明。

注18 日本古典文学大系『日本書紀』下、白雉五年二月の条より引用。

注19 注18前掲書、分注より引用。但し、この箇所は『伊吉連博徳書』の注記はなく、異なる記録を元にしたものかも知れない。

注20 大日本古記録、『御堂関白記』寛弘四年八月の条。

注21 日本古典文学大系『今昔物語集』五より引用。

注22 『日本書紀』補注、六〇〇頁、「軽寺」の項。

注23 例えば『古事記』中巻に、「品陀和氣命(応神天皇)私注)、輕島

の明宮に坐しまして、天の下治らしめしき。」(大系本)とある。

注24 奈良県史料第一巻、『大和名所記』(昭和五十二年)より引用。

注25 第一回派遣が、舒明天皇二年(六三〇年)であり、第二回は孝徳天皇の白雉四年(六五三年)である。皇極帝の在位は六四二年〜六四五年。

注26 『改訂大和志料』下巻、高市郡、「軽寺」の項。三二六頁。

注27 『大和名所図会』巻五、葛上郡宇多郡武市郡「慶輕寺」の項。寛政三年の版本により引用。

注28 注26、同書、三四五〜三四八頁。

注29 注26、同書、三四六〜三四七頁。なお、『好古目録』にも「猿石」の図を載せている。

注30 『日本古寺美術全集』第五巻、「興福寺と元興寺」(昭和五十五年、集英社)所収の水野敬三郎氏の解説による。

注31 『平家物語長門本、全』(明治三十九年、国書刊行会)巻第六所収。注31より引用。

注32 『延慶本平家物語論考』(昭和五十四年、加藤中道館)所収、「寶物集との関連」三二九頁。

注33 注32に同じ。

注34 注33に同じ。

注35 日本古典文学大系『平家物語』下、巻第八「法住寺合戦」。一六二頁。

注36 注35、『平家物語』下、巻第八、頭注、一六二頁。

注37 『公卿補任』によれば、寿永二年(一一八三年)十一月二十一日に摂政並びに氏長者の詔を受け、翌年正月二十二日に職を止められている。

注38 小川賢真氏「概念と浄土の文学」(『佛教文学研究』)、昭和四十四年、法蔵館)一六六頁。

注39 岩波文庫、『元和本下學集』(亀井孝氏校訂、昭和十九年)より引用。

注40 『古今和歌集』巻三、春下、一二五番に
かはづなくあでの山吹ちりにけり
花のさかりにあはましものを

この歌は、ある人のいはく、橘のきよともが歌なりとある。(題しらず、読人知らず。)

注41 日本歌学大系、第三卷、『和歌色葉』より引用。

注42 「新修京都叢書」第四卷(昭和四十二年)所収、『京師巡覧集』卷之八。延宝七年(一六七九年)刊。

注43 前掲注38論文、一六六頁。なお島津氏御自身の論文は所収不明。

注44 続群書類従、第三十二輯下所収『五常内義抄』より引用。

注45 前掲注38論文、一六八頁。

(なお、文献の引用に際しては、
一部、仮名遣い等を改めた。)

(本学大学院博士前期課程在学)